

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認滋賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 5件

厚生年金関係 5件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 17件

国民年金関係 11件

厚生年金関係 6件

滋賀厚生年金 事案 241

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B本社における資格取得日に係る記録を昭和50年6月30日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年6月30日から同年7月1日まで

社会保険庁の記録では、昭和50年6月30日から同年7月1日までの期間、厚生年金保険の空白期間があるが、この期間はA社C事務所から同社B本社に転勤した時期である（昭和50年6月30日付け）。

昭和37年4月からA社に継続して勤務しているので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、A健康保険組合から提出された健康保険被保険者資格取得証明書及びA社労務課長の証言などから判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和50年6月30日に同社C事務所から同社B本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B本社における昭和50年7月の社会保険事務所の記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格取得届における資格取得日を誤って昭和50年7月1日として届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和44年8月1日）及び資格取得日（45年2月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年8月1日から45年2月1日まで

私は、昭和41年3月1日から48年11月1日まで、A事業所に継続して勤務していたのに、社会保険事務所でこの期間について照会をしたところ、44年8月1日から45年2月1日までは厚生年金保険の加入記録が無いとの回答であった。

しかし、雇用保険の記録を確認しても44年8月1日に離職していないし、継続して勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は社会保険事務所の記録では、A事業所において昭和41年3月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、44年8月1日に資格を喪失後、45年2月1日に同事業所において再度、資格を取得しており、44年8月から45年1月までの申立期間の被保険者記録が無いことが確認できる。

しかし、申立人の雇用保険の記録から、申立人が申立期間においてA事業所に継続して勤務していたことが確認できるほか、現在の事業主（申立期間当時の事業主の妻）及び元同僚は、「申立人は昭和41年3月1日から48年11月1日まで、同じように朝から夕方まで勤務していた。途中で退職などしていない。」と供述しており、元同僚は、申立期間において厚生年金保険の記録が継

続している。

これらを総合的に判断すると、申立人が申立期間においてA事業所に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間前後の社会保険事務所の記録から2万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和44年8月から45年1月までの保険料の納入の告知を行っておらず、（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年4月1日から同年6月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人の資格取得日に係る記録を昭和39年4月1日に、資格喪失日に係る記録を同年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年3月1日から同年6月1日まで

私は、昭和39年3月1日にA(現在は、B株式会社。)に臨時雇用員として採用され、同年4月1日に試用員となったのに、社会保険庁の記録では、本採用となった39年6月1日からしか厚生年金保険の記録が無いとされている。しかし、私の同期生は、当初は私と同じ同年6月1日からしか厚生年金保険の記録が確認できないとされていたが、後に同年4月1日からの厚生年金保険の被保険者期間が見付かり訂正されているので、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

B株式会社の申立人及び申立てに係る同期生の「職歴に関する証明書」並びに事業主の証言から、申立人は昭和39年4月1日に同期生と同じ試用員として、C支社D所に勤務していたことが認められる。

また、申立人と同時期に当該事業所に勤務し、同じ業務に従事していたとされる同僚には、厚生年金保険の被保険者としての記録が存在する。

さらに、事業主は、「試用員は、採用を前提にしての雇用ですので、厚生年金保険に加入させていた。」と証言している。

これらを総合的に勘案すると、申立人は当該期間において事業主により厚生年金保険料を控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記同僚の記録から1万4,000

円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 39 年 4 月及び同年 5 月の保険料についての納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、昭和 39 年 3 月 1 日から同年 3 月 31 日までの期間については、当該事業所に臨時雇用員として採用された期間であり、事業主からは、「臨時雇用員に関しては、あくまで臨時の雇用であり、厚生年金保険の加入対象者ではなかった。」旨の回答を得ている。

このほか、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人の資格取得日に係る記録を昭和39年4月1日に、資格喪失日に係る記録を同年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月1日から同年6月1日まで

私は、昭和39年4月1日にA(現在は、B株式会社。)に試用員として採用されたのに、社会保険庁の記録では、本採用となった39年6月1日からしか厚生年金保険の記録が無いとされている。しかし、同期生は、同年4月1日から厚生年金保険の被保険者期間とされているので、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

B株式会社の申立人及び申立てに係る同期生の「職歴に関する証明書」並びに事業主の証言から、申立人は昭和39年4月1日に同期生と同じ試用員として、C支社D所に勤務していたことが認められる。

また、申立人と同時期に当該事業所に勤務し、同じ業務に従事していたとされる同僚には、厚生年金保険の被保険者としての記録が存在する。

さらに、事業主は、「試用員は、採用を前提にしての雇用ですので、厚生年金保険に加入させていた。」と証言している。

これらを総合的に勘案すると、申立人は申立期間において事業主により厚生年金保険料を控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記同僚の記録から1万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険

者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪は行われておらず、その結果、社会保険事務所は申立人に係る昭和 39 年 4 月及び同年 5 月の保険料についての納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和30年9月1日に資格を取得し、31年12月10日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格取得日及び喪失日の記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和30年9月から31年9月までの期間は4,000円、同年10月から同年11月までの期間は5,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年4月1日から31年12月まで

昭和30年3月にA市内の中学校を卒業後、学校の紹介でB社という印刷会社に就職し、厚生年金保険に加入したのに加入記録が無い。

一緒に勤務した人の名前も覚えているし、給与から保険料を引かれていたことも覚えているので、申立期間を厚生年金保険の加入期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言及び従事した業務内容等に関する申立人の供述内容から判断すると、申立人がB社に勤務していたことが認められる。

申立期間のうち、昭和30年9月1日から31年12月10日までの期間について、社会保険事務所の保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の旧氏名は、「CD」であるが、「CE」という氏名の被保険者記録が確認でき、これについて、申立人及び複数の同僚は、「申立人以外に「C」姓の者はいなかった。」と証言している。

また、同被保険者記録の生年月日は昭和14年〇月F日となっており、申立人の生年月日の同年〇月G日とは、日にちが違っているが、当該被保険者記録は基礎年金番号が付されてなく、該当する年金受給者も見当たらず、加入期間も申立人の申立期間とほぼ一致していることから同記録は申立人に係るものであると推認することができる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 30 年 9 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、31 年 12 月 10 日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、社会保険事務所が保管する被保険者名簿から、昭和 30 年 9 月から 31 年 9 月までの期間は 4,000 円、31 年 10 月から 11 月までの期間は 5,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年11月から12年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年11月から12年7月まで
社会保険事務所に国民年金保険料の納付状況を照会したところ、申立期間について、納付事実が確認できないとの回答をもらった。

A村役場(現在はB市A支所)において、国民健康保険に加入する際に「国民健康保険と国民年金はセットで加入するものだから」と役場職員から説明を受け、国民健康保険と一緒に加入手続を行い、保険料を納付していた覚えもあるので、未加入となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、A村役場において国民年金加入手続を行ったとしているが、申立期間は未加入期間とされており、戸籍の附票から申立人がA村に転入したのは平成7年9月25日であることが確認できることから、それ以前はA村役場において加入手続を行うことはできず、転入時点で加入手続を行ったとしても申立期間のうち5年6月以前は時効により納付できない期間である。

さらに、申立人が国民年金保険料を滞納したときには、役場職員が自宅へ徴収に訪れ、国民年金保険料を納付したことを記憶していると申し立てているが、B市では、申立人が記憶している職員は、当時、国民健康保険の保険料の徴収に携わっていたものの、国民年金保険料徴収事務には関与したことがなかったとしており、申立人の記憶と相違する。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年9月から6年2月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年9月から6年2月まで

社会保険事務所に国民年金保険料の免除記録を照会したところ、申立期間は未納となっているとの回答をもらった。

平成5年9月ごろに国民年金加入の勸奨通知が届き、自宅近くのA自治会館で加入手続とともに、同年8月分の国民年金保険料を納付した。その直後にB町役場で免除申請の手続をした記憶があるので、申立期間について、免除期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間の国民年金保険料の免除申請をしたことを示す関連資料が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料の免除申請をしていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、B町役場が保管している申立人に係る国民年金被保険者名簿を確認しても、申立期間について申請免除の記録は無く、社会保険庁の記録と一致している。

さらに、申立人は、平成5年8月分の国民年金保険料を同年9月ごろに納付したと主張しているが、社会保険庁の記録では、申立人から、6年12月28日に免除期間である同年4月分の保険料が納付されたため、社会保険庁においてこれを未納であった5年8月分の保険料に充当し、この際生じた保険料還付金600円を7年11月7日に申立人の銀行口座に振り込んでいることが確認できるなど、申立内容には不合理な点がみられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年1月までの期間、同年3月から38年12月までの期間、39年5月から43年10月までの期間及び44年6月から46年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和12年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和36年4月から37年1月まで
② 昭和37年3月から38年12月まで
③ 昭和39年5月から43年10月まで
④ 昭和44年6月から46年9月まで

昭和47年10月21日に、A市役所B支所に出向き、夫婦で国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を過去にさかのぼり、まとめて納付したので申立期間が未納とされていることには納得できない。納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間の保険料について、国民年金の加入手続をした昭和47年10月21日にA市役所B支所でまとめて納付したとしているが、この時点において、申立期間①、②、③及び④の一部(44年6月から45年6月まで)については、時効により納付することができない期間である。

さらに、申立期間④のうち昭和45年7月から46年9月までの保険料は過年度保険料となるため、A市役所B支所では納付することはできない。

加えて、申立人が所持している国民年金保険料領収証から、昭和46年10月から47年3月までの保険料を、48年12月27日に過年度納付していたことが確認できること、及び社会保険事務所の保管する国民年金高齢任意加入申出書記録から、申立人が平成14年9月に高齢任意加入届出を行っていることが

確認でき、この時点で、申立期間が未納であったため老齢基礎年金の受給資格を満たしていないことを申立人自身が認識していたと考えるのが自然であることなど、その申立内容には整合性がない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

滋賀国民年金 事案 454

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年7月から43年10月までの期間及び44年6月から47年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年7月から43年10月まで
② 昭和44年6月から47年3月まで

昭和47年10月21日に、A市役所B支所に出向き、夫が夫婦の国民年金の加入手続きを行い、申立期間のうち、婚姻後の昭和42年9月以降の保険料を過去にさかのぼり、まとめて納付したので申立期間が未納とされていることには納得できない。

また、申立期間のうち昭和42年7月及び同年8月分の保険料については、当時、居住していたC県D市で実母が国民年金の加入手続きをし、保険料を納付していた。記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫が、申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、婚姻後の申立期間の保険料について、国民年金の加入手続きをした昭和47年10月21日に、A市役所B支所でまとめて納付したとしているが、この時点において、申立期間①及び②の一部（44年6月から45年6月まで）については、時効により納付することができない期間である。

さらに、申立期間②のうち昭和45年7月から47年3月までの保険料は過年度保険料となるため、A市役所B支所では納付することはできない。

加えて、申立人は、申立期間①のうち婚姻前の昭和42年7月及び同年8月の分については、当時、居住していたC県D市で実母が加入手続きをし、保険料を納付したとしているが、申立人の実母が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の実母も既に死亡している

ため、保険料の納付状況等が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年12月から44年2月までの国民年金保険料については納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年12月から44年2月まで

私は、昭和39年8月から44年2月まで、A市B区のC商店で働いていた。家族同様の扱いで働いていたので、私が20歳になった昭和41年12月から退職した44年2月まで、店主（世帯主）が国民年金保険料を給与から控除し納付してくれていたと思う。しかし、申立期間の国民年金保険料の納付状況について確認したところ納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。納得できないので納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C商店の店主（世帯主）が、申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与しておらず、C商店の店主も既に死亡しているため、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成元年4月に設置されたD社会保険事務所で払い出されていることが確認できることから、申立期間は、国民年金の未加入期間となり、制度上保険料を納付することはできず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関係資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年5月から8年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年5月から8年3月まで

20歳になった平成5年5月から就職した8年3月までの国民年金保険料は、母が加入手続をし、A市から送られてきた納付書で2回に分けて納付した。未加入となっていることに納得できないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の母親が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)が無い上、母親に当時の事情を聴取しても記憶が不明確であるため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の母親は、「申立てに係る年金手帳は娘の結婚時に持参させた。」「子供の国民年金保険料を納付するため、近所の友人と一緒に金融機関の職員に集金に来てもらっていた。」と証言するが、申立人は就職時に交付された年金手帳以外は所持しておらず、その友人からも納付を裏付けるだけの証言は得られなかった。

さらに申立人が、申立期間について保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらず、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することはできない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出され

ていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

滋賀国民年金 事案 457

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年10月から57年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年10月から57年8月まで
社会保険事務所に国民年金の納付記録を照会したところ、昭和47年10月から57年8月までが未加入期間との回答だった。
しかし、最初は700円から始まって、何年か後に1,400円ぐらいを集金の人に支払っていた記憶があるので、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付状況についての記憶が不明確であるため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人は申立期間、国民年金任意加入の対象期間であり、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和57年10月20日に払い出されていることが社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出簿から確認できることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない期間であり、ほかに、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年2月

私の国民年金の記録は、65歳の老齢年金裁定請求時の資格訂正により平成4年2月分が未納とされた。私はA市役所の指示どおりに手続を行い、支払うべき保険料はすべて支払ってきた。

未納とされたことは、納得できない。記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の年金手帳には、申立人の夫が平成4年2月24日に厚生年金保険の資格を喪失したことに伴う、申立人に係る第3号被保険者から第1号被保険者への国民年金種別変更日が同年3月1日と記載されていることから、この時点では申立期間は第3号被保険者期間となっていたことが確認できる。

一方、社会保険庁の記録から、この種別変更日が、平成9年9月12日に4年3月1日から同年2月24日に訂正され、これに伴って申立期間は第3号被保険者から第1号被保険者の未納期間に訂正されたことが確認でき、この時点では、申立期間は既に時効となっていたため、申立人が申立期間の保険料を納付することはできなかつたと推察される。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から39年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月から39年6月まで

国民年金保険料の全額免除を受けた昭和38年4月から41年3月までの期間の保険料の追納を勧めるお知らせ(昭和47年7月25日付け)が町役場からあり、保険料を追納したのに、申立期間については全額免除期間のままとなっている。

私は、昭和39年7月から41年3月までの追納保険料の領収証書を持っており、それ以前の期間の保険料も追納したと思うので、申立期間の納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、町役場が発行した追納勧奨文書を所持しており、これを受けて申立期間の保険料を追納したと主張しているが、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、納付時期や納付金額についての申立人の記憶が不明確であるため、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人は追納勧奨文書に記載された全額免除期間のうち、昭和39年7月から41年3月までの保険料の領収証書を所持しており、同証書には、49年10月30日の領収印が押されていることから、申立期間の保険料は時効により追納できなかったものと考えられ、それ以前に保険料を追納したか否かについての申立人の記憶は不明確である。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

滋賀国民年金 事案 460

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年2月から47年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年2月から47年5月まで
昭和41年2月に会社を退職後、国民健康保険被保険者証が必要となったため、A区役所に行き、当時の最高額の保険料を納付した。
国民年金の保険料も納付したと思うので、申立期間の納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、国民年金の加入手続や保険料の納付についての申立人の記憶が曖昧であるため、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人に対し国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無く、申立期間は未加入期間であり、制度上保険料を納付することができない期間である。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年9月までの期間及び40年8月から44年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から38年9月まで
② 昭和40年8月から44年3月まで

当時は、町内の婦人会の方が集金に来ており、夫の分と一緒に国民年金保険料を納付していたと思う。夫が納付済みとなっており、私が未納となっているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、国民年金の加入手続や保険料の納付等についての申立人の記憶が不明確であるため、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和45年1月22日に払い出されており、この時点では、申立期間①及び申立期間②の過半は時効により納付できない期間であり、残る期間も過年度となるため、その保険料を納付組織の集金人に納付することはできず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 2 月から同年 12 月まで

昭和 56 年 2 月から同年 12 月の期間、A 市、B 市で、C 社の人夫さんの賄いを同僚と共にしていた。厚生年金保険料が給与から天引きされていたので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険加入記録及び同僚の証言により、申立人が申立期間にC社に勤務していたことは推認できるものの、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、社会保険事務所が保管するC社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を確認したが、申立期間において、健康保険の整理番号に欠番は無く、申立人の氏名は見当たらない。

さらに、申立期間中において、申立人と同様の業務に従事していた同僚は、同事業所に勤務していた期間について、厚生年金保険の適用が無かったので国民年金に加入していたと証言しているとともに、申立人も申立期間について国民年金に加入し、保険料をすべて納付している。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

滋賀厚生年金 事案 247

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から30年5月10日まで

A社に勤めていた昭和19年10月1日から30年5月10日までの厚生年金保険加入期間について、社会保険事務所に照会したところ、脱退手当金を支払ったとの回答を受けた。しかし、脱退手当金を受け取った事実無く、この期間についても年金額に加えてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、「脱退手当金支給済」と記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和30年6月15日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 5 月 6 日から 39 年 2 月 12 日まで

私は、結婚前にA事業所とB事業所に勤務して厚生年金保険に加入していた。

ところが、社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A事業所で昭和 32 年 5 月 6 日から 33 年 2 月 12 日までとB事業所で同日から 39 年 2 月 12 日まで厚生年金保険に加入していたが、脱退手当金が支給されているとの回答であった。

しかし、退職時に脱退手当金の説明を受けたことも脱退手当金を受け取ったことも無いので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 2 か月後の昭和 39 年 4 月 9 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人が勤務していた事業所の厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人と前後して資格喪失した複数の同僚は、「事業所から脱退手当金の請求書類を渡され、言われるままに手続した。」と証言している上、申立人に聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 5 月から 56 年 8 月まで
A 社に勤務していた申立期間の厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、厚生年金保険の加入記録が無いとの回答であった。
しかし、間違いなく厚生年金保険に加入していたはずなので納得できない。

第3 委員会の判断の理由

当時の同僚の証言により、申立人が A 社に勤務していたことは確認できるが、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、社会保険事務所が保管する A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立人の記録は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番は無い。

さらに、A 社は既に全喪しており、申立人に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況を確認できる関連資料や証言を得ることはできなかった。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 5 月 21 日から同年 9 月 1 日まで
② 平成元年 7 月 31 日から 3 年 8 月 8 日まで

厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A社に勤務していた①の期間については加入記録が無く、B社とC社の両社に勤務していた②の期間については、B社のみ記録があり、C社については記録が無いとの回答があった。

しかし、私は、加入記録が無いとされているいずれの事業所にも、申立期間に勤務し給与から厚生年金保険料を控除されていたので、これを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が保管する賞与明細書及び同僚の証言により、申立人が同期間にA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い上、元事業主や同僚から聞き取りを行っても、これを確認できる関連資料及び周辺事情は得られなかった。

申立期間②については、複数の同僚の証言及び申立人の詳細な申立内容から、申立人が同期間にB社のほか、C社に勤務していたことは推認できる。

しかし、同時に2以上の適用事業所に勤務し、そのいずれからも給与の支給を受けることとなった場合は、被保険者が適用事業所を管轄するいずれの社会保険事務所で厚生年金保険の適用を受けるかを選択した上で、社会保険事務所に「被保険者所属選択・二以上事業所勤務届」を提出する必要がある、この手続が行われない限り、標準報酬月額の設定が適正に行われたものとは認められ

ない。申立人は同手続をした記憶は無いと回答していることから、B社に限り、その報酬月額に基づき標準報酬月額が決定され、厚生年金保険料が控除されているものとするのが妥当である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、船員保険被保険者として船員保険料及び申立期間③について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 5 月から同年 9 月まで
② 昭和 45 年 10 月から同年 12 月まで
③ 昭和 48 年 5 月から同年 8 月まで

申立期間①及び②は、船主（事業主）が違う二つのマグロ漁船（A丸とB丸）に船員として乗船しており、申立期間③は、C社において荷役の仕事をしていた。

当時の給与明細書等の資料は持っていないが、間違いなく勤務していたので、これらの期間を船員保険及び厚生年金保険の加入期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間①、②及び③に係る船員保険料及び厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

申立期間①について、社会保険事務所が保管する船員保険適用事業所に係る記録を確認しても、申立人が乗船していたと考えられる船舶名は見当たらない。

申立期間②については、申立期間①と同様の確認により、申立ての船舶名（B丸）は見当たらないが、B社という適用事業所が存在していたことが確認できる。

しかしながら、B社の元事業主等に照会しても、申立人が同社の所有する船舶に乗船していたとの証言を得ることはできず、社会保険事務所が保管する同社の船員保険被保険者名簿を確認しても、申立期間において申立人の氏名の記載は無く、被保険者証の番号にも欠番は無い。

また、申立人が申立期間①及び②を通じて、一緒に乗船していたと主張する同僚の船員保険の加入記録を見ると、B社において、昭和45年3月20日から同年12月13日まで加入が継続していることが確認でき、申立期間①及び②の船主（事業主）は別であったとする申立人の記憶とは相違する。

このほか、B社は既に全喪しており、申立てに係る事実を確認できる関連資料や周辺事情を得ることはできなかった。

申立期間③については、C社は、当時の賃金台帳、労働者名簿等の資料を保存しておらず詳細は不明であるが、同事業所では、「当時、荷役業務は、日雇い労働者又は臨時雇いの労働者が行っており、厚生年金保険には加入させていなかったと思う。」と回答している。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間①及び②に係る船員保険料及び厚生年金保険被保険者として申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。